

令和4年（ワ）第24084号 国家賠償請求事件

原告：西 スミ子

被告：国

代理人意見陳述要旨

2022（令和4）年11月14日

東京地方裁判所民事第44部乙係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 岩田 朋子

原告代理人の意見陳述の要旨は以下のとおりです。

記

1 はじめに

この裁判は優生保護法に基づく強制不妊手術について、国の責任を追及し原告の被害回復を求めるものです。全国で17件目、東京で2件目の裁判となります。

2 優生保護法について

2018（平成30）年1月30日に仙台地裁で1件目の提訴がなされて以降、各地の裁判において優生保護法の残酷さ、原告が受けた被害の深刻さが明らかになっています。

優生保護法は「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」との目的の下、1948（昭和23）年に制定され、1996（平成8）年まで存続しました。強制不妊手術に限っても、約1万6500件が実施されたといわれています。

この法律は対象者を優生上の見地から劣った者と一方的に位置づけ、かつ身体拘束や麻酔の使用・欺罔による手術も是認するなど、対象者の人としての尊厳を踏みにじるもので、取り返しのつかない人権侵害をもたらすものでした。そして、国は法律を制定するにとどまらず、手術を積極的に実施するよう各都道府県に呼びかけ、被害の拡大を引き起こしました。また、学校教育の現場でも教科書に「国民優生」等、優生思想を肯定する記述が記載されるなど、国民

に優生思想が広められてきました。

3 原告・西さんが受けた被害

西さんは入所施設に入った後、職員や看護師から「また生理が来たの?」「子宮を取ってしまえばいい」等と日常的に言われ、次第に「今いる施設以外に行く場所はなく、そうであれば生理はなくなった方がいいのだろう」と思うようになりました。13歳のころ、大阪府内の病院に入院させられ子宮等を摘出する手術を受けさせられました。西さんは手術を受けるにあたり入所施設や病院側から手術内容に関する説明をされませんでした。子どもができる仕組みについて知識がなかったため、自身の受ける手術が子どもが産めなくなる手術であることを知りませんでした。その後、20代後半になって、子宮の摘出により子どもが産めなくなるのだと知りました。しかし、その時も手術が国の作った法律により行われたものであるとは思いませんでした。

西さんにはかつて結婚を考えた相手がいいましたが、子どもができないことを理由に「騙された」等と言われ、別れを告げられました。説明がなく手術を受けさせられたことに加え、周囲の無理解・心ない言動にも西さんは苦しめられ続けました。

4 本訴訟の意義

先行する訴訟では優生保護法が違憲であること・国に責任があることを認める判決が出されています。本年2月22日の大阪高裁・3月11日の東京高裁では国の責任を認めるだけに留まらず、賠償を命じる判決が出されました。

もっとも、国は両高裁判決について上告受理申立てをしており、なおも争う姿勢を見せています。また、2019年に成立した一時金支給法も支給額が一律320万円と被害の救済には不十分な内容で、法改正の具体的目途は立っていません。

国は自らの責任を認め、優生手術による被害の実態解明、優生思想の蔓延についての検証、そして、被害者の被害回復に向け、全力で取り組むべきであるにもかかわらず、これらの作業を遅々として進めようとしていません。

このような国の態度は、国連等の国際社会からも批判を浴びています。

弁護団の一員としてこれまで3年間活動をしていますが、優生保護法の存在そのものについて今なお多くの人知らないのではないかとの強い危機感があります。また、2016年に相模原市の入所施設で発生した殺人事件をはじめ、優生思想に基づくとみられる事件や人を一方的に劣った者と決めつける優生思想による言動は後を絶ちません。国が優生保護法の被害を正面から認めて真摯に謝罪し補償を行うことが、国民一人一人の認識を改め、二度と同様の

被害を生み出さないことにもつながります。

本訴訟を通じて、国の責任追及はもちろん、優生保護法に明記されていた、人を「優れている」「劣っている」と決めつける優生思想の問題点、優生手術の被害の実態などを社会に改めて示し、国がこの問題に真剣に取り組むための推進力にしたいと思います。

5 おわりに

国で約2万5000人いるとされる優生保護法の被害者のうち、国に対する訴訟の原告となっているのは31名に留まっています。被害の実態についても大部分が未解明のままです。戦後最大の国による人権侵害の一つといえる優生保護法に基づく強制不妊手術について、大阪高裁・東京高裁に引き続き、この裁判でも国の賠償責任を認める判断が出されるよう、西さんと一緒にこの裁判に力を尽くす所存です。

他方、被害者は高齢です。31名の原告のうち、5名が既に亡くなられています。被害者が亡くなった後に適切な賠償が行われることになっても意味がありません。国に対し被害の全容解明・被害者への適切な補償につき早急な対応を行うよう促すためにも、司法機関として役割を全うしていただくことを望みます。

以上をもって代理人の意見陳述とします。

以上